

～公共工事を受注される建設業者の皆様へ～

＜お知らせ＞

『「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」の運用および一部改正について』

すべての公共工事の入札において、入札の際に「入札金額内訳書」の提出と発注者による適切な確認が法律上義務づけられ、宇佐市においても平成27年4月8日以降に入札公告等を行う工事から適用し提出を求めてきました。

当分の間は、要領第7 審査基準の(1)内訳書が未提出の場合および(2)提出された内訳書に記載のないもの、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名の記載がない、もしくは誤りのあるもののみ入札無効とし、その他の(3)～(6)については不備があっても入札無効とはしない取り扱いとしてきました。

平成28年10月1日以降に入札公告等を行う工事から、第7 審査基準の全ての項目((1)～(6)の項目)についても入札無効となりますのでお知らせします。

なお、「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」の第7 審査基準の各項目は下記のとおりですのでご確認下さい。

第7 審査基準

落札候補者の内訳書が次の各号に該当する場合は、宇佐市契約事務規則(平成17年3月31日規則第34号)第35条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とし、書面により、その旨を通知する。

- (1) 内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された内訳書に記載がない又は、工事名称、入札参加者の商号、名称、代表者氏名の記載がない、ならびに記載の誤りがあるもの。
- (3) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格(税抜き)欄に記載された金額が一致しない場合
- (4) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格(税抜き)欄に記載された金額が一致しない場合
- (5) 値引き、減額等の項目が計上されている場合(スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。)
- (6) その他重大な不備がある場合

【問合せ先】宇佐市役所 行財政経営課
0978-27-8117(内線 3381 3382)